

## いずみ会 ホームページ広告掲載取扱要綱

平成27年2月28日

### (目的)

第1条 この要綱はいずみ会がインターネット上に公開しているいずみ会ホームページ(以下「ホームページ」)への広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類および範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、いずみ会としての品位等を妨げないものであって、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- 1) 法令もしくは条例またはいずみ会規約に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- 2) 宗教性、政治性のあるものや選挙等に関するもの
- 3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- 4) 前各号に掲げるもののほか、いずみ会がホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの

2 ホームページに掲載する広告は、いずみ会会員が在籍する企業・団体のもののみとする。

### (広告の規格および掲載位置)

第3条 広告の規格は原則として次の各号のとおりとする。

- 1) 高さ 40ピクセル、幅 125ピクセル
- 2) 容量 300KB以内
- 3) データ形式 GIF、JPEG
- 4) 広告制作依頼の場合はフォントの指定をする。

### (広告掲載料)

第4条 1枠あたりの広告掲載料は3カ月1,000円、1年間3,600円とし、2枠目以降は年間1,800円とする。原則広告掲載料は返金しないものとする。

### (広告掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、広告掲載が承認・掲載された日から1年後の月末までとする。

2 サーバーのメンテナンスや不慮の事故などでホームページを閉鎖した場合、その閉鎖期間に応じて掲載期間の延長は行わないものとする。

- 3 掲載内容の修正に伴い、広告掲載が一時中断された場合、その中断期間に応じて掲載期間の延長は行わないものとする。
- 4 広告掲載期間の延長は、広告掲載期間終了1カ月前までにいずみ会より通知される案内によるものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望するもの(以下「申込者」)はいずみ会ホームページ上にある「広告掲載申込書」より必要事項を記入し、申し込まなければならない。

(広告掲載の決定)

第7条 いずみ会は前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。広告内容を差し替える場合も事前の内容審査を行う。

(広告掲載料の振込み)

第8条 広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という)は、すみやかに広告掲載料を指定口座へ振り込むものとする。振込み手数料は広告主が負担するものとする。

- 2 広告掲載料振込みが確認されればたのち、すみやかに、広告を掲載する。
- 3 広告期間延長を希望する場合は広告掲載期間終了10日前まで広告掲載料を振り込めば自動的に延長される。

(内容の責任)

第9条 広告内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 第三者から広告に関連して被害を被った旨の申告があった場合は、広告主の責任および負担において解決するものとする。

(広告主の届出義務)

第10条 広告主は次の各号に該当する場合は、いずみ会ホームページ上にある「広告掲載申込書」より必要事項を記入し、すみやかにいずみ会に届け出なくてはならない。

- 1) 広告掲載を取り下げるとき

2) 広告を差し替えるとき

ただしこの場合は7条に従い審査で承認されてから差し替えることができる。

3) 広告主ホームページのアドレスを変更するとき

4) 前各号に規定するもののほか、申請内容に変更があった場合

(広告掲載の取消し)

第11条 いずみ会は次の各号に該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

1) 広告内容が第2条各号に該当することが判明したとき

2) 広告主から広告申込内容変更届により、広告掲載を取下げの届出があった場合

3) 前各号に掲げるもののほか、いずみ会が広告掲載を取り消す必要があると認めたとき

2 前項の規定により掲載を取り消した場合は、いずみ会は、広告主に通知するものとする。

3 第1項2号から第4号の各号に掲げる規定により、広告掲載の取消しを行ったときは、第4条の規定による広告掲載料は返金しないものとする。

(損害賠償)

第12条 前条第1項第2号に該当する事由によりいずみ会が損害を被った場合は、いずみ会は  
広告主に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告掲載料の返金)

第13条 広告主の責に帰さない理由により、30日以上広告の掲載ができなくなったときは、振込み済みの広告掲載料を返金する。

2 前項の規定により返金する広告掲載料は、掲載ができなかった日数を以って按分し、返却する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はいずみ会が別に定める。

附則

本要綱は、平成27年3月1日から施行する